

※点線枠は線の内側を、実線枠は線の外側を切り取ってください。

P. 10 最下部

イ 幼稚園で提供する業者弁当等

業者での製造ラインでアレルゲンの混入のおそれがあります。また、ランチボックス形式であるため、調理後（容器内で仕切りを越える）においてアレルゲンが他の献立に混入する可能性もあります。このため、業者弁当及びパン等を提供しません。ただし、牛乳・乳製品のアレルギーがない場合は、パック牛乳のみ喫食可とします。

P. 11 1～2行目削除（なお、調理・・・できます。）

P. 21 5-1 幼稚園

幼稚園の新入園児について、基本的な対応方針の決定までの流れは、図4のとおりです。ただし、夢前地域の学校給食については、小学校に準じて対応します。

P. 22

【個別面談1のポイント】

- 1 複数の職員で対応する。
- 2 食物アレルギーの状態について詳しく聞く。（症状、程度等）
- 3 昼食等の提供形態について説明する。
 - ・ 業者弁当等の提供を行う園の場合、アレルゲンの完全除去は不可能であることを説明し、提供しないことを伝える。
 - ・ 食物アレルギー対応委員会の開催の必要があることを説明する。
- 4 食物アレルギー対応を希望しない場合でも、アナフィラキシーやアナフィラキシーショックの既往があるなど、重篤なアレルギーを有するおそれがある場合は、管理指導表の提出を依頼し、緊急時の対応の体制を構築する。

P. 22

【個別面談2のポイント】

- 1 園長を含む複数の職員で対応する。

これにより、年度当初の食物アレルギー対応委員会の役割をあわせ持つことになる。
- 2 昼食等での具体的な対応について協議する。
 - ・ 業者弁当等（弁当、パン、牛乳、おやつ）又は学校給食への対応
 - ・ 給食当番、昼食場所等
- 3 園での生活や活動で配慮することについて確認する。
 - ・ アレルゲンを扱う活動（小麦粘土や牛乳パックを使った工作、植物栽培、もちつき、豆まき等。43ページ表14も参照。）
- 4 救急体制について確認する。

P. 23 最上部

5-1-4 食物アレルギー対応委員会

- ① 学校給食等において食物アレルギー対応を必要とする幼児については、食物アレルギー対応委員会を開催し、学校給食等について対応（食べるか食べないか等）を決定する。ただし、夢前地域の幼稚園での学校給食については、小学校に準じ、月例で行う。